

(別添)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	HACCPによる衛生管理について、輸出国との二国間協議を確実に進めるとともに、さらなる強化を希望します。 ※ 同様の意見が3件	本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策の推進に取り組んでまいります。
2	「4.(2)令和4年度の輸入食品監視指導の基本的方向」では、「これまでの輸入時検査を中心とした監視体制に加え、効果的に輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続していく。」としている部分を、「これまでの輸入時検査を中心とした監視体制を強化することに加え、効果的に輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を強化していく。」と修正していただきたい。	輸出国段階における衛生管理対策については、輸出国政府担当者などへの我が国の食品衛生管理規制等の周知や検査命令の対象となっている食品などの輸出国における再発防止対策の確立のための二国間協議などを行っております。また、経済連携協定の関連国や違反事例が多い国などを中心に現地調査も実施している他、オンラインによる現地調査にも取り組んでおります。引き続き、輸出国段階における衛生管理対策の推進に取り組んでまいります。御意見を踏まえ、さらなる対策について検討してまいります。
3	食品衛生監視員の増員、資質向上、検査機器の拡充など、さらなる体制強化を図るべきです。 ※ 同様の意見が5件	輸入食品等の監視体制については、引き続き、食品等の輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。
4	モニタリング検査数は、昨年と同じ約10万件ということだが、それで足りるのでしょうか？また、	本計画(案)において、5(1)②のとおり、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うた

	その内訳で見ると、若干の増減がありますが、これは、輸入数量や違反件数を反映させたものでしょうか？	め、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数を策定しています。また、来年度においては、モニタリング検査についてより効果的に実施するため、輸入される食品等に対し幅広く実施するよう努めることとしています。
5	届出件数に対する検査率は 2012 年度の 10.2%以降、10%に届いていない。違反している輸入食品を見逃さず、国民の安心につながる目安のひとつとして、検査率 10% 台の維持を計画に盛り込んでいただきたい。	輸入食品の検査は、①初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品に対して行う指導検査、②過去の検査結果から違反の可能性が高い食品に対して行う命令検査、③過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品に対して行うサンプル調査によるモニタリング検査を実施し、違反食品が輸入されることを防止しております。このように違反リスクに応じた検査を実施しており、違反食品が減少すれば、結果として検査率が低下する場合もあることから、検査率だけを捉えて安全確保の取り組みが十分か評価することは適当ではないと考えております。引き続き、違反リスクに応じた適切な検査の実施に努めるとともに、本計画（案）に基づき、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
6	輸入者への衛生管理指導を進めてください。特に、いわゆる「健康食品」に関する取り組みについて	本計画（案）5（3）①のとおり、いわゆる「健康食品」として販売される食品にあっては、引き続き、輸

	着実に実行してください。 ※ 同様の意見が 1 件	入者に対して、食経験の確認等安全性の確保に努めるよう指導し、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。
7	輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。 ※ 同様の意見が 2 件	リスクコミュニケーションについては、本計画（案）5（5）④のとおり、意見交換を実施し、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしていることから、輸入食品等の安全性確保に関する情報を分かりやすく、広く国民へ積極的に提供することは重要と考えております。引き続き、関係省庁とも連携し、開催内容やウェブの活用など工夫しながら、わかりやすく効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。
8	輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をさらに強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。	輸入食品の安全性を確保するためには、食品供給行程（フードチェーン）全体において適切な管理がなされるよう輸入食品監視指導計画に基づき監視指導を実施することが重要であると考えており、今後とも、関係各省や都道府県等との連携を図り、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
9	輸入食品監視指導計画の中でも、ゲノム編集食品を含めた遺伝子組換え食品の監視計画およびその対策について明記されることを望みます。	本計画（案）において、ゲノム編集技術応用食品や遺伝子組換え食品について、安全性審査の必要性や承認の有無、混入防止対策など輸入者が自らその安全性確保に努めるよう指導することとしております。また、未承認の遺伝子組換え農作物等については、年間計画に

		基づいて輸入時にモニタリング検査を行うこととしております。
10	ゲノム編集技術応用食品の取扱いが開始されましたが、安全性に不安を感じる消費者も多く、安全性審査と表示の義務付けが必要だと考えます。ゲノム編集技術応用食品であることの消費者への情報提供がされるよう、消費者庁と連携して対応してください。 ※ 同様の意見が1件	ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こっている範囲内の遺伝子変化のものは、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから特段の安全性審査を行う必要性は認められず、届出の対象としています。 一方、ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、外来遺伝子が組み込まれたものなど従来の育種技術では起こり得ない範囲の遺伝子変化のものは、組換えDNA技術応用食品等と同様に、安全性審査の対象と整理しています。この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。 このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、厚生労働省のホームページ（英語版を含む。）、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図るなど、引き続き届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。 なお、表示の義務づけの御意見に関しましては、食品の表示制度を所管する消費者庁にもお伝えします。
11	大量な農作物の遺伝子組換え検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対	食品衛生法において、厚生労働大臣が定める遺伝子組換えに係る安全性審査の手続を経ていない食

	策をするべきです。	品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しており、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査の手続を経る必要があります。 今後とも、遺伝子組換えトウモロコシ、ダイズ及びナタネ等の遺伝子組換え食品の開発状況等については、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じ、未承認の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、モニタリング検査を行うなど、適切に対応してまいります。
12	BSE 問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保については、消費者の不安は未だに消えていません。輸入時の検証等をきちんと消費者に知らせるべきです。 ※ 同様の意見が 1 件	輸入牛肉等の BSE 対策としては、二国間協議を踏まえ、対日輸出条件を遵守できると輸出国政府が認定した施設において、対日輸出条件に従って処理されたこと等を証明する輸出国政府発行の証明書の添付が必要となり、その遵守状況について、検疫所が輸入時に検査を行っています。 今後とも、各国の対日輸出条件の遵守状況の検証のため、輸入時検査を行うとともに、輸出国における衛生管理対策の検証として、必要に応じて現地調査を実施し、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。
13	ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えます。	加工食品の安全管理については、輸入者に対し、輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）に基づく輸出国での生産等の段階における必要な確認や、規

		格基準や添加物の使用基準等への適合性確認のため、輸入時に検査を指導する他、検疫所でもモニタリング検査を実施し、引き続き、輸入加工食品の安全性確保に努めてまいります。
14	食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。	食品防御（フードディフェンス）については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。 このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）を策定するとともに、食品防御（フードディフェンス）に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。 今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
15	国が、輸入者等の食品ロスの削減に関する取組を総合的に支援し、輸入者等が食品衛生法違反食品の措置法について廃棄以外の方	本計画（案）において、4（1）⑨のとおり、食品衛生法違反が判明した際には、その食品等が流通されないよう、検疫所は、輸入者に

	法を検討・選択できる環境を整備し、また、廃棄は最終手段という意識の醸成とその定着を図る施策を講じていただきたい。なお、その一環として、（案）の P11、12、13 における食品衛生法違反食品への国からの指示内容が「廃棄」ありきの印象を国民に与えないような記載としていただきたい。	対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用の指導等の措置を講ずることを定めています。
--	--	--